

7. 水とみどり

(1) 社会経済動向の概要

【近年の社会動向】

①緑の保全

- ・平成 13（2001）年 12 月の都市再生プロジェクト第三次決定をふまえて、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定し、近郊緑地保全地域の見直しをはじめとした緑地保全等の取組みが進められている。
- ・東京都においても、平成 19（2007）年6月に「緑の東京 10 年プロジェクト基本方針」を策定し、4つの方針と具体的な取組みをとりまとめている。

②水資源の管理・活用

- ・大都市圏では河川の流量低下や湧水の枯渇等の問題が深刻化しており、流域を中心とした水循環の再構築が、第三次環境基本計画において重点的に取り組む課題の一つとして取り上げられている。
- ・近年の都市型水害の多発をうけて、洪水ハザードマップの作成が義務づけられている。
- ・都市においては住民が気軽に水辺にふれ合える場所が減少している。



【課題】

- * 良好な住環境の保全や環境保全の観点から、地域内の緑の重要性は高まりつつあり、地域の市街地開発状況と適切な調整を図りながら、今後とも積極的な保全に向けた取組みの推進が求められる。
- * 都市型水害の防止や良好な水環境の保全に向けて、河川流域における広域的・総合的な水循環系の保全や水害対策への取組みが求められる。
- * 生態系に配慮した水辺にふれ合える環境づくりが求められる。

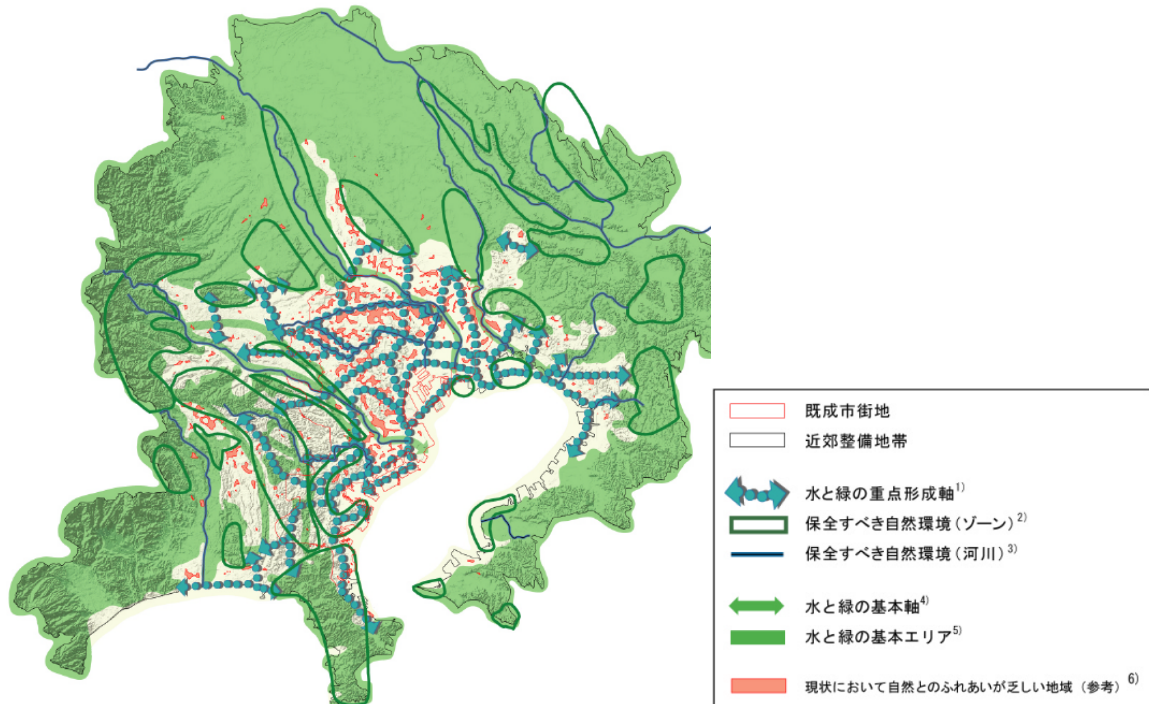
(2) 個別分野の内容

① 緑の保全

a) 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

国の都市再生プロジェクト第三次決定（平成 13（2001）年 12 月）に位置付けられている「大都市圏における都市環境インフラの再生」を踏まえ、農林水産省、国土交通省、環境省及び関係都縣市からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」（平成 14（2002）年 3 月設立）では、平成 16（2004）年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定しており、これに基づき、近郊緑地保全区域の新たな指定をはじめとして、行政や市民、NPO 等の多様な主体による取組みが進められている。

図表 7-1 首都圏の都市環境インフラの将来像



出典) 自然環境の総点検等に関する協議会「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（平成 16 年 3 月）

b) 緑の東京 10 年プロジェクト基本方針

東京都では、平成 19（2007）年 6 月に「緑の東京 10 年プロジェクト基本方針」を策定し、都民の主体的な行動を促す仕組みづくり、誘導や規制などの多用な手法の展開、募金等の民間資金や基金を活用した財源確保を進め、官民が協働で緑の創出や保全を促進していく方針を打ち出している。

図表 7-2 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針の概要

「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定の背景

- 依然として続く緑の減少
- 一方、都市における緑の役割は、ヒートアイランド対策等の都市環境の改善など、これまで以上に多様かつ重要となっている。
- 昨年末、都が策定した「10年後の東京」では、緑の再生が第一の柱
- 平成19年1月に全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設立し、「緑の東京10年プロジェクト」を推進

↓

緑あふれる東京の再生を目指し、「緑の東京10年プロジェクト」基本方針を策定

「緑の東京10年プロジェクト」が目指す10年後の東京の姿

- 緑の拠点を街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」の形成
- 東京に、皇居と同じ大きさの緑の島が出現（「海の森」を整備）
- 新たに1,000haの緑（サッカー場1,500面）を創出
- 緑化への機運を高め、行動を促す「緑のムーブメント」を東京全体で展開
- 都内の街路樹を100万本に倍増

「緑の東京10年プロジェクト」基本方針の基本的考え方

- 都民一人ひとりが主体的に、緑に関心を持ち、緑を育て、緑を守っていくことができる仕組みを構築
→ 東京に緑を取り戻す主人公は、都民一人ひとり
- 緑の創出・保全に向けて、誘導や規制など、多様な手法を展開
→ 量だけでなく質の高い緑を創出。貴重な既存の緑を保全
- 募金などの民間資金、基金等の財政的手法を効果的に活用して、緑のネットワークを充実
→ 新たな基金を創設し、都民や企業など多くの主体の参加を得て、その民間資金を最大限活用。都も地球温暖化対策推進基金などにより必要な投資を実行

【4つの方針と主な取組】

方針Ⅰ：都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」を展開

- 都民が大切に育てる緑
- 都民、企業などの協力による「海の森」の整備
- 東京に「豊洲文化」を育む新たな緑の募金制度の創設
- 民間事業者による自主的緑化の取組

方針Ⅱ：街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実

- 街路樹は、無電柱化の推進等により、今後4年間で概ね70万本まで整備し、平成27年度末には100万本に倍増
- 都市公園・海上公園は今後の4年間で新たに180ha以上を創出、水辺緑化も推進
- 道路整備などに合わせ、厚みと広がりを持った緑の満ちる空間が連続する「環状緑」の形成・展開

方針Ⅲ：校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり

- 芝生維持管理のまとめ役としての「芝生リーダー（仮称）」の育成、「芝生応援団」の結成
- 学校関係者・芝生の専門家等による校庭芝生化促進協議会の設置・活用
- 幼稚園・保育所・私立学校等への展開

方針Ⅳ：あらゆる工夫による緑の創出と保全

- 屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計400haの緑を創出
- 緑化の誘導と規制の強化
- 市街地の緑や森林・丘陵地の緑を守る制度の活用・強化

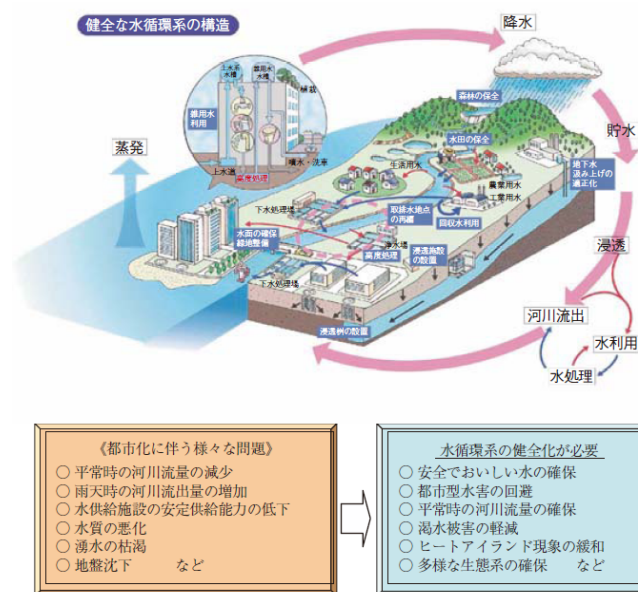
出典) 東京都「緑の東京10年プロジェクト基本方針」（平成19年3月）概要版資料

② 水資源の管理・活用

a) 水循環系の構築

都市化の進展により、河川等の平常時の流量減少や水質悪化、湧水の枯渇等の問題が顕在化している。こうした問題に対応するために、流域を中心とした健全な水循環の構築が求められており、河川審議会答申（平成10（1998）年）、中央環境審議会意見具申（平成11（1999）年）等でその考え方が示され、第三次環境基本計画（平成18（2006）年4月）において今後重点的に取組むべき戦略プログラムの1つとして位置づけられている。

図表 7-3 健全な水循環系構築のイメージ

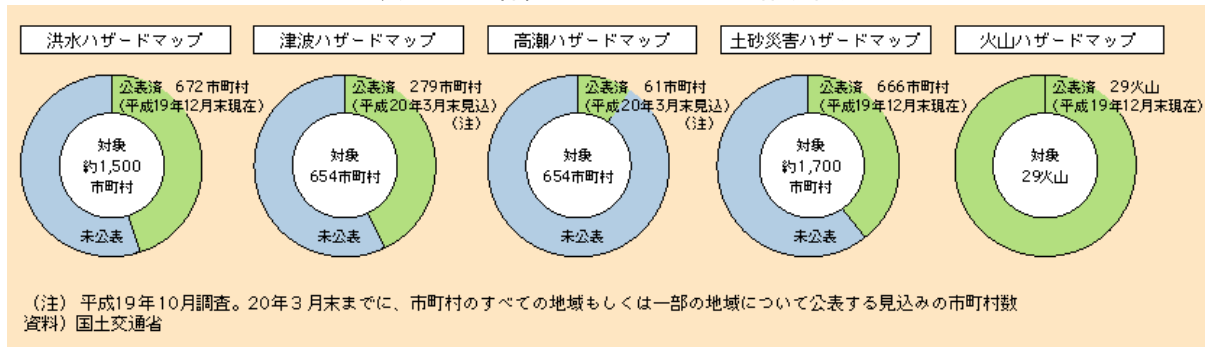


出典) 国土交通省「平成19年版日本の水資源について」（平成19年8月）

b) 都市型水害への取組み

都市部では、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入することによる都市型水害が発生していることを受け、河川対策や下水対策が進められている。また、平成17(2005)年に「水防法」が改正され、住民の水防活動の手助けとなる洪水ハザードマップの作成が義務化されており、平成19(2007)年12月末現在で672市町村が公表している。

図表 7-4 各種ハザードマップの作成状況



出典) 国土交通省「平成19年度 国土交通白書」